

議第81号

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月2日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）			
利用する事務	特定個人情報を保有する事務	特定個人情報	利用する事務	特定個人情報を保有する事務	特定個人情報	
高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）に基づく市民税の賦課に関する事務であって規則で定めるものの部～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者の日常生活支援の決定に関する事務であって規則で定めるものの部（略）			高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）に基づく市民税の賦課に関する事務であって規則で定めるものの部～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者の日常生活支援の決定に関する事務であって規則で定めるものの部（略）			
生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの	母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	児童手当関係情報（児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	児童手当関係情報（児童手当法による児童手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	児童手当関係情報（児童手当法による児童手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に			介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に			

	<p>関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）</p>		
<p>高山市福祉医療費助成金条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）</p>		
	<table border="1"> <tr> <td> <p>母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p> </td> <td> <p>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> </td> </tr> </table>	<p>母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>		
	<p>国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部分（略）</p>		
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるものの部～予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部（略）</p>			
<p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく家賃又は駐車場使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）</p>		

	<p>関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）</p>		
<p>高山市福祉医療費助成金条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）</p>		
	<table border="1"> <tr> <td> <p>母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p> </td> <td> <p>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> </td> </tr> </table>	<p>母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>		
	<p>国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部分（略）</p>		
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるものの部～予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部（略）</p>			
<p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく家賃又は駐車場使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）</p>		

<p>児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部分 (略)</p>		<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部分 (略)</p>	

附 則

この条例中別表第2の改正(「産後ケア事業の実施」を加える部分に限る。)は公布の日から、別表第2の改正(「産後ケア事業の実施」を加える部分を除く。)は令和6年10月1日から施行する。